

# 償却資産申告のお願い

## 1. 申告をしていただく資産は

固定資産税にいう償却資産とは、令和7年1月1日現在、秩父市内に所在する資産のうち、土地、家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものです。この場合の事業用資産とは、現に事業の用に供しているものはもちろん、遊休、簿外、償却済み、未償却、建設仮勘定等の資産、修理、改良等の資本的支出も含まれますので、申告もれないようご注意ください。

## 2. 申告していただく償却資産を種類別に例示すると

- ① 構築物 …… 門扉、煙突、路面舗装、貯水池、橋、軌道、庭園、広告塔、その他土地に定着する土木設備又は構築物等です。
- 建物附属設備 …… 1. 家屋の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等です。  
2. テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備です。
- ② 機械及び装置 …… 発電機、電動機、工作機械等の機械や、燃焼装置、化学装置等の装置です。なお、コンベアー、ホイストなどの付属設備も含まれます。

- ③ 船舶 ・ ④ 航空機 ……省略
- ⑤ 車両及び運搬具 …… キャタピラを有する自動車、ロード・ローラー、フォーク・リフトなどの大型特殊自動車及び構内運搬車両などです。なお、自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。
- ⑥ 工具、器具及び備品 …… 計測工具、検査工具、切削工具、コピー、金庫、テレビ、応接セット、ショーケース、自動販売機、医療機器等です。

1. 提出書類 (1) 申告書は、3種類にわかれています。すべて提出してください。  
(2) 法人……令和6年中に税務署へ申告した明細書(別表16等)  
個人……令和6年3月確定申告の「減価償却計算書」  
(3) 非課税、課税標準の特例に該当する資産については、それを証明できる書類等
2. 提出期限 令和7年1月31日(金)
3. 提出先及び問い合わせ先 〒368-8686 秩父市熊木町8番15号 秩父市役所財務部資産税課(本庁舎1階⑩番窓口)  
電話 0494(25)6076  
※固定資産税(償却資産)の申告を、地方税の電子申告eLTAX(エルタックス)を利用して、インターネットを通じて行うことができます。  
eLTAXホームページアドレス <http://www.eltax.jp/>

「帳簿価額計算は不要です。」  
平成20年度税制改正において、地方税法施行規則で規定されている償却資産申告書(第26号様式)が一部改正となりました。秩父市においても、平成21年度からの償却資産申告書については、改正後の様式に準じ、帳簿価額欄を削除した様式に変更しました。

# 申告書の書きかた

## 〔償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例〕

# 秩父市

住所(所在地)を確認してください。変更がある場合は、二重線を引き、修正してください。新規事業者の方、または白紙の用紙の場合は、主たる事務所、または固定資産税に関する事務を行っている事務所等の所在地を書いてください。

氏名を確認してください。変更がある場合は、二重線を引き、修正してください。新規事業者の方、または白紙の用紙の場合は、氏名、ふりがなを記載してください。なお、個人の場合は( )内へ屋号も書いてください。

(イ) 前年前に取得したものの取得価額を確認してください。白紙の場合は、前年前に取得した償却資産の取得価額の種類ごとの合計額を書いてください。新規事業者の方は記入不要です。

(ロ) 前年度の賦課期日に所有していた償却資産のうち、前年中に減少した資産の取得価額の種類ごとの合計額を書いてください。

(ハ) 前年中に取得した償却資産の取得価額の種類ごとの合計額を書いてください。取得価額には、購入の代価にその償却資産を事業の用に供することができる状態にするために要した一切の費用を含みます。

受付印		令和7年1月15日		令和7年度		* 所有者コード			
秩父市長 北堀 篤 あて		償却資産申告書		01234567890		第二十六号様式			
所有者	1 住所 (ふりがな) 368-8686 秩父市熊木町8番15号 又は納税通知書送達先 (電話 )	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有	無	9 増加償却の届出	有	無	
	2 氏名 (ふりがな) 株式会社 チチブ様 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 (屋号 )	4 事業種目 (資本等の金額) 建築工事請負業 ( 10 百万円 )	5 事業開始年月 954年1月	10 非課税該当資産	有	無	11 課税標準の特例	有	無
		6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理係 武甲一男 (電話 22-2211 )	7 税理士等の氏名 甲乙経理事務所 甲乙太郎 (電話 23-0000 )	12 特別償却又は圧縮記帳	有	無	13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	
				14 青色申告	有	無			
	資産の種類	取得価額			15 市(区)町村内				
		前年前に取得したものの(イ)	前年中に減少したものの(ロ)	前年中に取得したものの(ハ)	計(イ+ロ+ハ)(ニ)	における事業所			
	1 構築物	1,000,000			1,000,000	等資産の所在地			
2 機械及び装置	2,850,000	350,000	3,500,000	6,000,000	16 借用資産				
3 船舶					(有) 無				
4 航空機					貸主の名称等				
5 車両及び運搬具					17 事業所用家屋の所有区分				
6 工具、器具及び備品	1,150,000		900,000	2,050,000	自己所有・借家				
7 合計	5,000,000	350,000	4,400,000	9,050,000	18 備考(添付書類等)				
	資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ハ)	課税標準額(ト)	異動なし				
	1 構築物				増加資産あり				
	2 機械及び装置				減少資産あり				
	3 船舶								
	4 航空機								
	5 車両及び運搬具								
	6 工具、器具及び備品								
	7 合計								

所有コードと決定価格(ハ)および課税標準額(ト)の欄は書かないでください。ただし、電算処理方式による申告の場合は、決定価格(ハ)および課税標準額(ト)欄の記入をお願いします。

8番から14番までは、それぞれ該当文字を○印で囲んでください。

(ニ) 本年度の賦課期日に所有している償却資産の取得価額の種類ごとの合計額を書いてください。

資産の所在地が1か所だけで、1の住所と同じ場合には記載の必要はありません。

次のような事項を記載してください。  
①資産異動について、該当するものを○印で囲んでください。  
②非課税、課税標準の特例に該当する資産を所有している場合は、その適用条項。  
③「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書」等、添付した書類の名称。  
④その他、この申告に必要な事項。  
※廃業の場合は廃業された年月日を書いてください。

# 種類別明細書の書きかた

種類別明細書は、①種類別明細書（増加資産・全資産用）（全資産が電算で打ち出されているもの） ②種類別明細書（増加資産・全資産用）（白紙）と、二種類の用紙にわかれています。前年中に減少した資産や、修正の必要資産がある場合、前年中に増加した資産やそれ以前に増加した資産がある場合は①の用紙に記入してください。①の用紙に記入しきれなくなった場合や新規事業者の方は②の用紙に記入してください。具体的には下の記入例を参考にしてください。 なお、平成20年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正されましたので、特に下の記入例のうち③と⑩と⑫については、注意してください。

## ①〔種類別明細書（減少資産及び修正があった場合）の記入例〕

秩父市

令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）提出用

※所有者コード		所有者名										2枚のうち						
01234567890		株式会社 チチブ										1枚目						
行番号	④資産の種類	資産コード	資産の名称等	⑦数量	⑧取得年月			⑨取得価額		⑩耐用年数	⑪減価残存率	⑫評価額	⑬課税標準の特例	⑭課税標準額	⑮増加事由	⑯摘要		
					年号	年	月	十	百								千	円
01	1	2000001	舗装路面	1	S	5	6	0	2	1	000	000	15	0.0			1-2 3-4	
02	2	2000002	ボールパン	2	S	5	5	1	1	350	000	12	0.0			1-2 3-4	①	
03	2	2000003	旋盤	1	S	5	5	1	2	2	500	000	10	0.0			1-2 3-4	③A
04	6	2000004	机	3	S	5	5	0	1	30	000	2	0.0			1-2 3-4	③B	
05	6	2000005	テレビ	1	S	5	4	0	2	120	000	5	0.0			1-2 3-4		
06	6	2000006	ノートパソコン（サーバー用）	2	H	0	8	0	9	347	000	4	0.0			1-2 3-4		
07	6	2000007	パソコン（その他）	2	H	1	2	0	3	653	000	5	0.0			1-2 3-4		
08																1-2 3-4		
09																1-2 3-4		
10																1-2 3-4		
11																1-2 3-4		
12																1-2 3-4		

第二十六号様式別表一

④ 次の区分に従って数字を書いてください。  
 1 - 構築物  
 2 - 機械及び装置  
 3 - 船舶  
 4 - 航空機  
 5 - 車両及び運搬具  
 6 - 工具、器具及び備品

⑥ 資産の名称、品名等を書いてください。

⑦ 資産の個数、台数を書いてください。

⑧ 資産を取得した年月を書いてください。

⑨ 資産の取得価額を書いてください。

⑩ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5および別表第6に掲げる耐用年数を書いてください。また、平成19年以前に取得した資産で耐用年数省令の改正による変更がある場合には、改正後の耐用年数を書いてください。

① 令和7年1月1日現在所有する資産を確認し、前年（令和6年12月31日）までに減少した資産について、例示のように二本線（できれば赤のボールペン）を引いてください。

② 減少した年月日及び原因（例えば廃棄、売却、他の市町村に移設など）を書いてください。

③ AとBは区別して書いてください。  
 A 耐用年数省令の改正による耐用年数の変更  
 耐用年数に二本線を引き、改正後の耐用年数を、「摘要」欄には「省令改正」と書いてください。  
 （平成19年以前に取得した資産が該当します。）  
 B 適用年数誤りによる耐用年数の修正  
 耐用年数に二本線を引き、正しい耐用年数を書いてください。

⑪ 該当する増加事由の番号を○で囲んでください。  
 1 - 新品取得 2 - 中古取得  
 3 - 移動による受入れ  
 4 - その他

⑫ 次のようなことを書いてください。  
 (ア) 地方税法上、課税標準の特例を受けられる資産についてその適用条項を例えば「法第349条の3第1項」と書いてください。  
 (イ) 短縮耐用年数を適用した資産についてはその旨の表示。  
 (ウ) 増加償却、陳腐化一時償却などを行った資産がある場合にはその旨の表示。  
 (エ) 平成19年以前に取得した資産で耐用年数省令の改正による変更がある場合には、改正前の耐用年数と「省令改正」を書いてください。

## ②〔種類別明細書（増加資産があった場合）の記入例〕

令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）提出用

※所有者コード		所有者名										1枚のうち					
01234567890		株式会社 チチブ										1枚目					
行番号	④資産の種類	資産コード	⑥資産の名称等	⑦数量	⑧取得年月			⑨取得価額		⑩耐用年数	⑪減価残存率	⑫評価額	⑬課税標準の特例	⑭課税標準額	⑮増加事由	⑯摘要	
					年号	年	月	十	百								千
01	2		旋盤	1	H	2	2	7	1	750	000	10	0.0			1-2 3-4	⑩ 12年
02	2		旋盤	1	R	6	2		1	750	000	10	0.0			1-2 3-4	
03	6		クーラー	1	R	6	5		900	000	6	0.0			1-2 3-4		
04																1-2 3-4	
05																1-2 3-4	
06																1-2 3-4	

第二十六号様式別表一（提出用）

⑨ 資産の取得価額を書いてください。

⑩ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5および別表第6に掲げる耐用年数を書いてください。また、平成19年以前に取得した資産で耐用年数省令の改正による変更がある場合には、改正後の耐用年数を書いてください。

⑫ 次のようなことを書いてください。  
 (ア) 地方税法上、課税標準の特例を受けられる資産についてその適用条項を例えば「法第349条の3第1項」と書いてください。  
 (イ) 短縮耐用年数を適用した資産についてはその旨の表示。  
 (ウ) 増加償却、陳腐化一時償却などを行った資産がある場合にはその旨の表示。  
 (エ) 平成19年以前に取得した資産で耐用年数省令の改正による変更がある場合には、改正前の耐用年数と「省令改正」を書いてください。